

令和5年

第5回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和5年3月13日（月）  
開会 14時00分 閉会 15時24分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

## 【議事等】

### 1 協 議

- (1) 県立学校長の人事について
- (2) 県立学校事務職員の人事について
- (3) 事務局等職員の人事について

### 2 議 事

- 第4号議案 令和5年度福岡県教育施策実施計画の策定について
- 第5号議案 福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について
- 第6号議案 福岡県指定文化財の指定について
- 第7号議案 福岡県文化財保護審議会委員の人事について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長：吉田法稔

委 員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長

### 2 欠席者

なし

### 3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 深瀬信也、教育総務部長 松永一雄、  
教育振興部長 田中直喜、総務企画課長 井手優二、財務課長 坂田茂樹、  
教職員課長 日高吉三郎、施設課長 綾部耕士、文化財保護課長 明永好弘、  
高校教育課長 馬渡寛子、義務教育課長 中嶋健一、特別支援教育課長 三澄妙子、  
人権・同和教育課長 井上幹雄、体育スポーツ健康課長 中野一成、  
社会教育課長 市村智子、総務企画課教育政策推進室長 矢野勝也 外

### 4 傍聴者等数

1名

### 5 議事録

#### 【吉田教育長】

ただ今から第5回教育委員会会議臨時会を開催します。

傍聴人に申し上げます。受付で配布された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

本日の案件は、お手許に配布している資料のとおりです。  
それでは審議前に、非公開発議の有無を確認します。非公開で審議することが適当なものがございますでしょうか。

<久保委員が挙手>

【久保委員】

はい。第7号議案、協議（1）から協議（3）は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

ただいま久保委員から非公開の発議がありましたので採決をとります。非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

< 全 員 が 挙 手 >

【吉田教育長】

全員賛成で出席者の3分の2以上の同意がありました。よって、第7号議案、協議（1）から協議（3）は、非公開といたします。この他に非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

よって、公開にて第4号議案から第6号議案を審議した後に、非公開にて第7号議案、協議（1）から協議（3）を審議することといたします。

それでは、第4号議案「令和5年度福岡県教育施策実施計画の策定について」を矢野総務企画課教育政策推進室長、お願いします。

#### ○第4号議案 令和5年度福岡県教育施策実施計画の策定について

【矢野総務企画課教育政策推進室長】

本件につきましては、2月24日の委員協議会において御協議いただいておりますので、委員協議会後に追記等を行った点を中心に御説明いたします。

< 矢野総務企画課教育政策推進室長が資料に沿って説明 >

**【矢野総務企画課教育政策推進室長】**

本日、議決をいただきましたら、県のホームページでの公開、市町村教育委員会や学校、教育関係機関等に周知を行いますとともに、教育施策実施計画に示した内容を着実に実施してまいります。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

**【吉田教育長】**

説明は終わりました。本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

**【前田委員】**

今調査中の数値があると思います。もう一度スケジュールを教えてください。議会等へ報告は行うのでしょうか。

**【矢野総務企画課教育政策推進室長】**

可能であれば、本日議決いただきまして、現状値の記載については客観的なデータであるため、事務局へ御一任いただければと思っております。スケジュールについては、本日議決いただきましたら、年度末までに県のホームページに公開いたします。冊子についても年度内に、関係機関や学校、教育団体等へ届くよう送付させていただきます。その後、各課においてはこれを基に各施策に取り組んでまいります。また、議会への報告等も行います。

**【前田委員】**

学校現場に届くのはいつでしょうか。

**【矢野総務企画課教育政策推進室長】**

3月末までには届く予定です。

**【前田委員】**

「国民体育大会」は「国民スポーツ大会」という名称になるかと思いますが、「国体」という表現でよろしいですか。

**【中野体育スポーツ健康課長】**

昨年、第77回国民体育大会が実施されました。本年は冬季大会が始まっておりますが、「特別国民体育大会」という名称になっております。これは鹿児島大会が延期された経緯によります。来年から「国民スポーツ大会」という名称になりますので、

令和6年度から名称を変更したいと考えております。

【前田委員】

今年の鹿児島までは「国民体育大会」ということですね。

【中野体育スポーツ健康課長】

はい。特別が付いておりますが、「国民体育大会」ということでございます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続いて、第5号議案「福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について」を井手総務企画課長、お願いします。

#### ○第5号議案 福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について

【井手総務企画課長】

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

< 井手総務企画課長が資料に沿って説明 >

【井手総務企画課長】

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

【前田委員】

広報室とは具体的にどのような業務を行うのでしょうか。

【井手総務企画課長】

現在も広報の業務は、秘書広報係中心にやっております。その中で、広報に分類し

ておりますのが、議会对応、報道機関との連絡調整、広報誌の編集という業務がございます。それに加えて、来年度からは更に教育委員会全体の広報、発信力の強化を行いたいと思います。そのために、広報室の方で広報に携わる各所属担当者向けに研修を行ったり、各所属の広報について助言等を行うこととなります。

**【前田委員】**

各県立学校におけるの広報業務も行うのでしょうか。

**【井手総務企画課長】**

県教育委員会全体の組織の広報力の強化を行いますので、県立学校における広報の在り方についても検討を行い必要な支援を行っていきます。

**【吉田教育長】**

他にございませんか。

**【久保委員】**

先ほど説明があった福岡県教育施策実施計画に、「魅力ある県立高校づくり」とありましたが、広報室が直接的に関わるのでしょうか。

**【井手総務企画課長】**

「魅力ある県立高校づくり」自体は、高校教育課の業務となります。県民に対し、どのように発信していくかは高校教育課が行いますが、現状なかなか広報に関する専門的な知識やスキルは高校教育課を含め蓄積されておきませんので、広報室が引っ張って行くこととなります。

**【吉田教育長】**

他にございませんか。

**【堤委員】**

2点ございます。まず、広報は範囲が広く、評価が難しいというところがあります。今後も検証していくことが必要であると思いますので、よろしくお願ひします。

次に、教育センターについて、なぜ総務課が企画部の下という位置づけなのでしょううか。

**【井手総務企画課長】**

今回の組織の整理をするに当たって、出来るだけシンプルな形にしよう、という考

えがございました。企画部という名前には確かにそぐわない部分がございますが、企画部自体が他の教育指導部、教育経営部に比べ、総務的な役割を担う部でございますので、この組織を全体的にシンプルにするに当たって企画部にぶら下げたということです。

**【堤委員】**

実際の総務課が担っている業務が、この企画部の下で行うとじっくりくるといふことでしょうか。

**【井手総務企画課長】**

総務課の業務と企画調査班の業務、指導改善研修班の業務が行っている仕事を一つの部でまとめたということがございます。その際、今まであった企画部という名称を使っております。例えば、企画総務部等の名称でも問題ありませんでした。

**【吉田教育長】**

他にございませんか。

< な し >

**【吉田教育長】**

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続いて、第6号議案「福岡県指定文化財の指定について」を明永文化財保護課長、お願いします。

**○第6号議案 福岡県指定文化財の指定について**

**【明永文化財保護課長】**

福岡県指定文化財の指定について、御説明いたします。

<明永文化財保護課長が資料に沿って説明>

**【明永文化財保護課長】**

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

**【吉田教育長】**

説明は終わりました。本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

**【堤委員】**

既に地域住民の憩いの場になっているようですが、これは県の指定がなされても変わらないということでしょうか。

**【明永文化財保護課長】**

今までどおり活用していただけますし、戦争遺跡等については平和学習等に活用していただきたいと考えております。

**【吉田教育長】**

他にございませんか。

**【木下委員】**

築城基地について、中に入れていた「銀河」や「一式陸上攻撃機」はどうなったのでしょうか。

**【明永文化財保護課長】**

現在残っておりません。

**【木下委員】**

どういう末路だったかは、分かっていないのでしょうか。

**【明永文化財保護課長】**

米軍に窃取された際に廃棄された、と聞いております。

**【吉田教育長】**

他にございませんか。

**【前田委員】**

県の指定を受けることで修理や整備を行う際に県から補助等が行われるのでしょうか。

**【明永文化財保護課長】**

御指摘のとおり、整備や修理の際、2分の1を上限に県から補助金が出ます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

傍聴人に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、傍聴人は、御退席いただきますようお願いいたします。

<以後、非公開審議となった>

( 1 4 : 3 1 )

**○第7号議案 福岡県文化財保護審議会委員の人事について**

福岡県文化財保護審議会委員の人選について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○協議(1) 県立学校長の人事について**

県立学校長の人事について、協議を行った。

**○協議(2) 県立学校事務職員の人事について**

県立学校事務職員の人事について、協議を行った。

**○協議(3) 事務局等職員の人事について**

事務局等職員の人事について、協議を行った。

( 1 5 : 2 4 )